

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更（2件）【都市整備局道路部管理課】2
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】4
- 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】6

### ◇ 公 告

- LED照明器具リース契約に係る一般競争入札の公告【総務市民局市民部区政推進課】10
- 一般競争入札による市有財産の売払い（2件）【財政・変革局アセットマネジメント推進室】13

### ◇ 交 通 局

- 特定調達契約の落札者の決定（4件）【交通局総務経営課】22

### ◇ 雑 報

- 特定調達契約の相手方の決定【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立八幡病院事務局経営企画課】26
- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【地方独立行政法人北九州市立病院機構機構本部医療DX推進室】27

北九州市告示第 229 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 22 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2840	東二島 40号 線	前	若松区東二島二丁目413 番2地先から 若松区東二島二丁目481 番1まで	2.7 ～ 3.6	9.0
		後	若松区東二島二丁目413 番2地先から 若松区東二島二丁目481 番1まで	2.7	9.0

北九州市告示第 230 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 22 日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2995	小嶺 1 号線	前	八幡西区小嶺二丁目 950 番 8 地先から 八幡西区小嶺二丁目 956 番 1 地先まで	1.8 ～ 8.8	192.0
		後	八幡西区小嶺二丁目 950 番 8 から 八幡西区小嶺二丁目 956 番 1 まで	2.5 ～ 8.8	192.0

北九州市告示第 2 3 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 8 年 5 月 2 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

グリーンヒルズ小倉東自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	船石孝明	北九州市小倉南区横代東町三丁目 1 8 番 1 7 号
変更後	井上晴雄	北九州市小倉南区横代東町三丁目 2 4 番 2 4 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区横代東町三丁目 1 8 番 1 7 号
変更後	北九州市小倉南区横代東町三丁目 2 4 番 2 4 号

4 変更年月日

令和 8 年 4 月 2 6 日

北九州市告示第 2 3 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 8 年 5 月 2 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

上志井町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	安松 顕信	北九州市小倉南区大字志井 1 1 8 4 番地の 5
変更後	木村 洋	北九州市小倉南区大字志井 1 0 1 9 番地の 1

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区大字志井 1 1 8 4 番地の 5
変更後	北九州市小倉南区大字志井 1 0 1 9 番地の 1

4 変更年月日

令和 8 年 4 月 1 2 日

北九州市告示第 2 3 3 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 2 2 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 3 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 8 年 4 月 8 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	9 台	令和 8 年 4 月 1 3 日	
	5 台	令和 8 年 4 月	

		月 2 2 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	7 台	令和 8 年 4 月 7 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 8 年 4 月 2 8 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 8 年 4 月 1 日	
	1 台	令和 8 年 4 月 2 日	
	1 台	令和 8 年 4 月 3 日	
	1 台	令和 8 年 4 月 6 日	
	2 台	令和 8 年 4 月 7 日	
	1 台	令和 8 年 4 月 8 日	
	2 台	令和 8 年 4 月 1 0 日	
	2 台	令和 8 年 4 月 1 5 日	
	2 台	令和 8 年 4 月 2 1 日	
	4 台	令和 8 年 4 月 2 2 日	
	5 台	令和 8 年 4 月 2 4 日	
1 台	令和 8 年 4 月 2 8 日		
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 8 年 4 月 1 7 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	5 台	令和 8 年 4 月 1 0 日	

	1 台	令和 8 年 4 月 1 5 日	
	1 台	令和 8 年 4 月 2 4 日	
	2 台	令和 8 年 4 月 2 7 日	
	1 台	令和 8 年 4 月 3 0 日	
J R 若松駅前周辺地区自 転車放置禁止区域	1 台	令和 8 年 4 月 7 日	北九州市戸畑区三六 町 1 3 番
若松区自転車放置禁止区 域外	2 台	令和 8 年 4 月 3 日	三六自転車保管所
	1 台	令和 8 年 4 月 1 3 日	
八幡東区自転車放置禁止 区域外	1 台	令和 8 年 4 月 3 0 日	北九州市八幡西区大 字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
J R スペースワールド駅 周辺地区自転車放置禁止 区域	1 台	令和 8 年 4 月 3 日	
J R 折尾駅前周辺地区自 転車放置禁止区域	3 台	令和 8 年 4 月 2 1 日	北九州市八幡西区長 崎町 2 番
J R 本城駅前周辺地区自 転車放置禁止区域	3 台	令和 8 年 4 月 1 5 日	長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止 区域外	2 台	令和 8 年 4 月 1 日	北九州市八幡西区大 字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 8 年 4 月 3 日	
	2 台	令和 8 年 4 月 1 6 日	
	3 台	令和 8 年 4 月 2 4 日	
J R 九州工大前駅周辺地 区自転車放置禁止区域	3 台	令和 8 年 4 月 1 5 日	北九州市戸畑区三六 町 1 3 番

J R 戸畑駅前周辺地区自 転車放置禁止区域	2 台	令和 8 年 4 月 2 3 日	三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止区 域外	4 台	令和 8 年 4 月 3 日	

## 北九州市公告第378号

一般競争入札により、八幡東区役所に係るLED照明器具リース契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月22日

北九州市長 武内和久

### 1 調達内容

- (1) 業務名 八幡東区役所に係るLED照明器具リース契約
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和19年3月31日まで
- (4) 履行場所 市の指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争参加申出書の提出期間の末日において、次のいずれにも該当する共同事業者（自主結成方式により代表構成員及び代表構成員以外の構成員の2者で構成されるものに限る。以下同じ。）であること。
  - ア 共同事業者の代表構成員は、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「物品等有資格業者名簿」という。）に記載されていること。また、物品等有資格業者名簿における申請区分「サービス」の申請分類「リース」に登録された者であること。
  - イ 共同事業者の代表構成員以外の構成員の出資比率が100分の10以上100分の50未満であること。
  - ウ 共同事業者の構成員（代表構成員及び代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）は、この業務について結成された他の共同事業者の構成員でないこと。

エ 共同事業体の構成員が、北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 共同事業体の代表構成員以外の構成員は、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項の有資格業者名簿（以下「工事有資格業者名簿」という。）に記載されており、工事有資格業者名簿における申請職種「電気工事」に登録された者であること。また、工事有資格業者名簿に記載されている本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。さらに、工事有資格業者名簿に記載されている等級がA又はBであること。共同企業体を結成する場合は、全ての構成員が、いずれにも該当するものであること。

カ 共同事業体の代表構成員と代表構成員以外の構成員との間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。

（ア） 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社（以下「親会社」という。）と同条第3号の子会社（以下「子会社」という。）の関係

（イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係

（ウ） 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

（エ） 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

（3） 前各号に定めるもののほか、入札説明書等に定める競争入札参加資格要件を満たすものであること。

### 3 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市総務市民局市民部区政推進課

イ 日時 この公告の日から令和8年6月5日（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

（2） 入札説明書及び仕様書等の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

（3） 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

（4） 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和8年6月5日午後5時までに競争参加の申出書、協定書等を第1号アの場所に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、令和8年6月5日午後5時必着のこと。

（5） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和8年6月26日午前10時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年6月25日の午後5時までに必着のこと。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務市民局市民部区政推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2107

北九州市公告第 379 号

中小規模の市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 22 日

北九州市長 武内和久

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

(2) 期間

この公告の日から令和 8 年 8 月 28 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

(2) 期間

この公告の日から令和 8 年 7 月 29 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

(2) 期間

令和 8 年 7 月 27 日から同月 29 日までの午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市庁舎地下2階第2入札室

## 6 入札保証金

(1) 1物件につき5万円とする。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

## 7 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者  
ク アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(4) 契約規則第2条の規定に該当する者

## 8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

## 10 先着順売払いについて

入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

(2) 受付期間

令和8年9月28日から令和9年2月18日まで（日曜日等及び令和8年12月29日から同月31日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

## 11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

電話 093-582-2007

## 別表

物件番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	公簿地目	実測面積（㎡）	最低売却価格（円）	
1	小倉南区上貫二丁目1333番	宅地	2,001.65	46,840,000	令和8年8月26日（水）午前

	2 ほか 6 筆 ( 建 物解体条件付 )				1 0 時
2	八幡西区浅川台 三丁目 8 6 2 番 2 4 ほか 3 筆	宅地	403.98	21,820,000	令和 8 年 8 月 2 6 日 ( 水 ) 午前 1 1 時
3	門司区庄司町 1 8 0 4 番 1	宅地	414.77	2,320,000	令和 8 年 8 月 2 6 日 ( 水 ) 午後 2 時
4	門司区大里東二 丁目 9 2 番 1 ほか 1 筆	雑種 地	472.37	9,550,000	令和 8 年 8 月 2 6 日 ( 水 ) 午後 3 時
5	八幡西区木屋瀬 五丁目 1 0 7 番 1	宅地	1,437.96	33,370,000	令和 8 年 8 月 2 7 日 ( 木 ) 午前 1 0 時
6	八幡西区大字野 面 2 4 4 2 番 1	宅地	883.37	21,560,000	令和 8 年 8 月 2 7 日 ( 木 ) 午前 1 1 時
7	小倉北区皿山町 2 5 3 1 番 9 0	宅地	846.64	15,090,000	令和 8 年 8 月 2 7 日 ( 木 ) 午後 2 時
8	小倉北区都一丁 目 9 9 番 1 6 8	宅地	78.50	1,830,000	令和 8 年 8 月 2 7 日 ( 木 ) 午後 3 時
9	小倉南区津田四 丁目 5 8 4 番 1 1	雑種 地	131.16	3,880,000	令和 8 年 8 月 2 8 日 ( 金 ) 午前 1 0 時
10	若松区今光二丁 目 8 番 8	宅地	651.29	14,540,000	令和 8 年 8 月 2 8 日 ( 金 ) 午前 1 1 時
11	八幡西区上上津 役三丁目 1 3 9 4 番 3 2	宅地	399.74	3,120,000	令和 8 年 8 月 2 8 日 ( 金 ) 午後 2 時

12	八幡西区大字笹 田 9 8 0 番 9	雑種 地	153.41	1,950,000	令和 8 年 8 月 2 8 日 (金) 午後 3 時
13	戸畑区東大谷一 丁目 1 5 番 5 5	宅地	873.13	12,500,000	令和 8 年 8 月 2 8 日 (金) 午後 4 時

北九州市公告第 380 号

大規模の市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 22 日

北九州市長 武内和久

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

(2) 期間

この公告の日から令和 8 年 8 月 31 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

(2) 期間

この公告の日から令和 8 年 7 月 24 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 入札の参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

(2) 期間

令和 8 年 7 月 23 日及び同月 24 日のそれぞれ午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。

来庁日時については、あらかじめ北九州市財政・変革局アセットマネジ

メント推進室（財産活用推進担当）に電話で連絡し調整すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市庁舎地下2階第2入札室

6 入札保証金

(1) 1物件につき入札価格の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

7 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等

- 直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
- ク アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (4) 契約規則第2条の規定に該当する者

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申込みを受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申込書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

(2) 受付期間

令和8年9月28日から令和9年2月18日まで（日曜日等及び令和8年12月29日から同月31日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

11 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

電話 093-582-2007

別表

物件番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	公簿地目	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	

14	八幡西区楠橋南 一丁目151番 3ほか1筆	宅地	4,226.92	76,930,000	令和8年8月3 1日(月)午前 10時
15	八幡西区香月中 央一丁目261 6番11	宅地	3,228.47	37,460,000	令和8年8月3 1日(月)午前 11時
16	八幡西区真名子 一丁目618番 5ほか3筆	宅地	3,360.80	37,650,000	令和8年8月3 1日(月)午後 2時

北九州市交通局公告第20号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月22日

北九州市交通局長 中 島 尚

- 1 物品等の名称及び予定数量  
軽油 1万4,000リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市交通局総務経営課  
北九州市若松区東小石町3番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和8年4月3日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
NX商事株式会社北九州営業センター  
北九州市小倉北区西港町15番63号
- 5 落札金額  
1リットル当たりの金額 140円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号に該当するため。

北九州市交通局公告第 2 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 5 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 2 2 日

北九州市交通局長 中 島 尚

- 1 物品等の名称及び予定数量  
軽油 8, 0 0 0 リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市交通局総務経営課  
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 8 年 4 月 8 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
東洋商事株式会社  
北九州市門司区港町 7 番 8 号
- 5 落札金額  
1 リットル当たりの金額 1 4 8 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 8 号に該当するため。

北九州市交通局公告第 2 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 5 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 2 2 日

北九州市交通局長 中 島 尚

- 1 物品等の名称及び予定数量  
軽油 1 万 8 , 0 0 0 リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市交通局総務経営課  
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 8 年 4 月 1 0 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
N X 商事株式会社北九州営業センター  
北九州市小倉北区西港町 1 5 番 6 3 号
- 5 落札金額  
1 リットル当たりの金額 1 4 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 8 号に該当するため。

北九州市交通局公告第 23 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 5 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 22 日

北九州市交通局長 中 島 尚

- 1 物品等の名称及び予定数量  
軽油 1 万リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市交通局総務経営課  
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 8 年 4 月 17 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
N X 商事株式会社北九州営業センター  
北九州市小倉北区西港町 15 番 63 号
- 5 落札金額  
1 リットル当たりの金額 140 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 13 第 1 項第 8 号に該当するため。

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第7号

地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程（以下「政府調達取扱規程」という。）第3条第1項に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、政府調達取扱規程第15条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月22日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

- 1 特定役務の名称及び数量  
総合医療情報システム保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市立八幡病院事務局経営企画課  
北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和8年3月30日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
キャノンメディカルシステムズ株式会社北九州支店  
北九州市小倉北区紺屋町12番4号
- 5 契約金額  
7,756万8,480円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達取扱規程第14条第1項第3号に該当するため

## 地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第8号

次のとおり応募者に資格要件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

令和8年5月22日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

### 1 業務概要

- (1) 業務名称 北九州市立病院機構総合医療情報システム更新計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

### 2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第2条第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約規程第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されている若しくは、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）で行う競争入札参加資格審査において認定されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。
- (3) 病院機構及び北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 業務に関し、法律上必要とする資格を有する者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を  
供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、  
若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると  
認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用して  
いる者

### 3 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 基本要件評価

(2) 価格評価

(3) 提案評価

### 4 応募手続等

(1) 担当部署

北九州市小倉北区古船場町1番35号

北九州市立病院機構本部医療DX推進室医療DX推進係

電話 093-533-5660

(2) 実施要領等の配布

病院機構ホームページからダウンロードすること。

<https://www.kitakyu-cho.jp/o-bid/notification.html>

(3) 参加表明書の提出等

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 この公告の日から令和8年5月27日まで（日曜日、土曜  
日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す  
る休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正  
午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。（郵送する場合は、配  
達証明付き書留郵便に限ることとし、提出期間内に必着のこと。）

(4) 企画提案書及び見積書の提出等

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 令和8年6月3日から令和8年6月11日まで（日曜日及  
び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午  
後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。（郵送する場合は、配  
達証明付き書留郵便に限ることとし、提出期間内に必着のこと。）

(5) 企画提案審査会

ア 場所 当機構が指定する北九州市内の場所（参加者に対し別途通知する。）

イ 日時 令和8年6月19日午後2時00分

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とする。

ア この公告に示した参加資格のない者が応募した場合

イ 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載があった場合

ウ 提出した企画提案書と異なる内容のプレゼンテーションをした場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 著しく信義に反する行為があった場合

カ 一の応募者が複数の企画提案書を提出した場合

キ 同一事項につき、2通り以上の提案がなされた場合

ク その他実施要領等に違反すると認められた場合

(3) 詳細は、実施要領等による。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

6 Summary

(1) Nature of Service to be procured :

Kitakyushu City Hospital Organization Outsourcing of support services for  
formulating the comprehensive medical information system update plan  
Project

(2) Deadline of Tender ( in Person and by mail ) :

5:00 p.m., June 11, 2026

(3) For further information, please contact:

BusinessManagement Division, Kitakyushu City hospital

Organization, 1-35 Furusebamachi, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city 802-0082

Japan

TEL 093-533-5660